

令和4年度

北広島町医師・看護師育成奨学生募集要項

将来、北広島町内の医療機関等に医師・看護師・准看護師として勤務しようとする方に対し、修学等に必要な資金（奨学金）をお貸しします。



令和4年度奨学生を募集します！

受付期間

令和4年4月1日（金）～5月9日（月）

募集職種

以下の職種を目指す方を対象とします（在学中の方も対象となります。）

- ・ 医師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師

貸付対象者

- ① 医療従事者として町内の医療機関等に勤務する意思を有する者
- ② 学業又は臨床研修の成績が優良で心身ともに健全な者
- ③ 北広島町修学奨学金貸与条例に基づく奨学金を現に受けていないこと

※医療機関等とは、町内の病院、診療所、その他町長が適当と認める施設をいいます。

※北広島町に住所を有する必要はありません。

貸付金額・貸付期間

区分	貸与月額	貸付期間(上限)
医学生	25万円以内	6年
研修医	25万円以内	2年
看護師	10万円以内	5年
准看護師	5万円以内	2年

貸付方法

奨学生名義の指定口座に、次のとおり振り込みます。

区分	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
初年度【審査年度】	6月	8月	11月	1月
2年目以降	4月	7月	10月	1月

返還方法

貸付期間が満了した月の翌月から起算して6月を経過した後とします。

返還方法は、月賦、半年賦、年賦、又は一括とし、貸付年数の2倍に相当する期間内に納付します（奨学金は無利子）。

返還猶予

次のいずれかに該当する期間は、奨学金の返還を猶予します。

- (1) 医師の免許を取得した後、引き続き臨床研修を受けているとき
- (2) 臨床研修を修了した日の翌月から起算して3年経過していないとき
- (3) 医療従事者の免許を取得しようとするとき（ただし、その期間は、大学又は養成施設を卒業後、3年を限度とします）
- (4) 町内の医療機関等に医療従事者として勤務しているとき
- (5) 心身の故障、災害、その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められたとき（1年を限度とします）

返還免除

区分	全額免除
医学生及び 研修医	臨床研修を修了した日の翌日以降において、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間、町内の医療機関等に勤務したとき。
看護学生等	必要な資格を取得し、直ちに町内の医療機関等に勤務し、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間、継続して勤務したとき。

応募方法

受付期間終了までに、次の書類を北広島町役場保健課へ提出してください。

- (1) 北広島町医師・看護師育成奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 連帯保証人が署名した誓約書（様式第6号）
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書及び市町村民税納税証明書
- (4) 添付書類

区分	添付書類
医学生	1 大学の在学証明書 2 在学する大学の学長又は学部長の医学生奨学金貸付者推薦調書（様式第2号）
研修医	1 在職証明書 2 医師免許証の写し 3 研修実施計画書（様式第3号） 4 臨床研修を受ける医療機関等の開設者又は管理者の研修医奨学金貸付者推薦調書（様式第4号）
看護学生等	1 大学又は養成施設の在学証明書 2 在学する大学又は養成施設の代表者の看護学生等奨学金貸付者推薦調書（様式第5号）

※連帯保証人は2名とし、1名は申請者及び他の連帯保証人と生計を同じにしない者としてします。

※様式第1号から第6号は、北広島町役場保健課に備えています。また、北広島町のホームページからもダウンロードできます。

募集人数

若干名

申込受付期間

令和4年4月1日（金）～5月9日（月）
8時30分から17時15分まで（平日のみ）
※郵送の場合は、5月9日（月）までに必着

貸付決定

「北広島町医療従事者育成奨学金貸付審査会」において、提出書類と面接により奨学生を選定し、町長が決定します。

※上記受付期間にご応募いただいた方は、5月下旬に審査し決定します。

※面接日については、申請された方に対し別途通知します。

お問い合わせ先

北広島町役場保健課健康増進係

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地

電話 050-5812-1853

FAX 0826-72-5242

Eメール kenkou@town.kitahiroshima.lg.jp

ホームページ <http://www.town.kitahiroshima.lg.jp>